

<巻頭言>



平成16年夏の出来事

清 治 真 人*

東京では、まだ残暑厳しい日が続いているが、季節は秋まっただ中である。そろそろ紅葉前線が南下するニュースを耳にすることだろう。

ところで、平成16年の夏は、忘れることができない夏であった。その原因の一つは、全国各地で豪雨災害が多発したことである。新潟・福島および福井では、梅雨前線豪雨により記録的な大雨が記録され、堤防の破堤を伴う大災害となった。また、台風の上陸回数も非常に多く、観測史上最大の8個の台風（9月末時点）が上陸し、四国・九州を中心に全国各地に大きな被害が発生した。

これらの災害の経験を踏まえて、国および地方の行政機関並びに地域住民が一体となって取り組む総合的な災害対策の必要性を痛感したところである。平成17年度の概算要求にも「地域の水害対応力の強化」につながるような内容を盛り込んだところであるが、一度にすべてを解決できるわけではなく、今後とも検討すべき課題は多いと思われる。

例えば、洪水時のダム操作やダムの果たした役割については、地域住民等に対して、正しい情報を提供することも早急に取り組むべき課題の一つであろう。本年の豪雨でも、洪水調節機能を有するダムは、洪水流量をダムに貯め込み、流入よりも大きな流量を放流することはなかったにも関わらず、ダムの放流によって被害が助長されたとか、ダムは堆砂によって埋まっ

* 国土交通省河川局長

ているなどの事実無根の報道がなされた。ダムに対して賛否があることは承知しているが、少なくとも、科学的にダムの効果を正しく評価しなければならない。そのためにも、ダムに関する情報を公開・提供することも、ダムに携わる者の大きな責務となってきた。

さて、平成16年の夏を忘れられないものとしたもう一つの出来事は、地方六団体が政府に提案した国庫補助負担金等の改革案において、治水事業（河川改修事業、砂防事業等）の多くが廃止・税源移譲リストに掲げられたことである。治水事業等の災害の防止に関わる事業の取り扱いについては、知事会においてもさまざまなご意見があったようであるが、「災害の防止に関わる公共事業」は「確実に10割の税源移譲を行うべきである」との条件付きで廃止・税源移譲リストに掲げられたようである。

この改革案については、これから「国と地方の協議の場」等において議論され、11月半ばを目途に全体像が取りまとめられることになる。したがって、現段階では、どのような方向で取りまとめられるのか分からないが、今年の災害による被災状況を思い起こすと、「人の命の尊さ」に直結する問題である。国民の生命と財産を守るという治水事業のあり方について、どのような形が良いのか、改めて読者一人ひとりも考えてみていただきたい。